



益城町中小企業融資金利子補給について

事業概要

対象者について、補給対象期間に支払った**借入金利子の6割**を補給します。

1 補助対象者

次の①から④の条件すべてに該当していること

- ① 常時使用する従業員数が20人以下の製造業、商業及びサービスを主たる事業とする法人又は個人であること。
- ② 町内に住所及び事業所を有する中小企業者であること。
- ③ 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。
- ④ 暴力団又はそれらと密接な関係を有していないこと。

2 補給対象事業

次のいずれかに該当すること。

- ① 店舗・工場の新築及び改装
※内装工事までとし、町内の店舗、工場に限ります。
- ② 設備※設備品が一式**40万円**以上とする。
- ③ 工場の機械
- ④ 駐車場施設（**100㎡以上**が対象であり、自家用駐車場施設を除く）

3 補給対象期間

対象者が融資機関に償還を開始した日の属する月から**3年以内**(最大)：償還を開始した日から1年以内に申請した場合は、当初の償還分から利子を補給し、1年過ぎた場合は、交付申請した月から利子を補給します。

4 補給額

毎年3月末までに、前年の補給対象期間に支払った利子の**6割**を補給します。

※ただし、対象となる借入金は**1,000万円**が限度となります。

※補給する利子の累計上限は、**30万円**とします。



益城町中小企業融資金利子補給について

5 金融機関

本制度の利用は、以下の金融機関からの融資が対象となります。

- ・ 政府系金融機関
- ・ 肥後銀行
- ・ 熊本銀行
- ・ 熊本信用金庫
- ・ 熊本第一信用金庫
- ・ **その他町長が認める金融機関**

※農協、都市銀行等も可

6 申請期限

償還開始から **1年以内**に提出すれば、当初の償還分から補給が可能になります。

7 必要書類

申請時は以下の書類を準備し益城町商工会まで提出してください。

- ① 益城町中小企業融資金利子補給金交付申請書
- ② 事業計画書※見積書等を添付
- ③ 融資金証明書※指定金融機関に発行を依頼してください。また、証明書に加え、償還計画表なども提出してください。
(④ 確認証明書※益城町商工会から発行されます。)

8 問い合わせ先

◎益城町商工会

- ・ 確認証明書に関すること。
- ・ 融資の相談に関すること。

連絡先：096-286-2551

URL：<https://mashikishoko.jp/>

◎益城町産業振興課商工観光係

- ・ 制度全般に関すること。
- ・ 必要書類に関すること。

連絡先：096-289-8307（直通）

096-286-4523（FAX）

E-mail：syoukou@town.mashiki.lg.jp

